

(仮称) 第16中学校新設計画(案)に寄せられた意見と市の考え方について(パブリックコメントの結果)

意見提出期間 平成29年2月4日 ～ 平成29年3月6日 (31日間)

意見提出人数 2人

提出意見件数(項目) 2件(5項目)

提出意見と市の考え方・提出意見を考慮した結果とその理由 次のとおり

項目 No.	提出 人数	提出された意見 (意見提出区分 第三者利益による削除等の有無)	提出された意見に対する市の考え方 提出された意見を考慮した結果とその理由	反映 区分
1	1	(原文・ <u>整理要約</u> 有・ <u>無</u>) 災害時の避難場所となることから、緊急貯水槽やドクターヘリポートの配置をすべきでないか。	緊急貯水槽につきましては、現時点で設置する計画はありませんが、設置できるスペースの検討を行っております。 ヘリポートにつきましては、現在、小中学校のグラウンドを活用していることから、(仮称)第16中学校につきましても、グラウンドを活用することで考えております。	B
2	1	(原文・ <u>整理要約</u> 有・ <u>無</u>) (仮称)第16中学校開校時に情緒通級指導教室を開設すべきである。	通級指導教室開設のためには、指導する教員の配置が必要となるため、対象となる生徒数の推移を見ながら、北海道教育委員会に要望してまいります。	C
3	1	(原文・ <u>整理要約</u> 有・ <u>無</u>) 学校施設の外観については、曲線を用いて柔らかな雰囲気が伝わるデザインにすべきではないか。特に玄関ホール周辺は、学校施設の「顔」となる部分であることから、重要ではないか。	玄関ホール周辺につきましては、2階職員室から生徒の通学の様子を見渡せるように配慮していることから、可能な限り昇降口前の底の大きさを抑えるように設計しているところです。また、学校施設の外観につきましても、建設コストの抑制及び維持管理のしやすさを考慮しており、曲線を設けることは難しいと考えます。	D

項目 No.	提出 人数	提出された意見 (意見提出区分 第三者利益による削除等の有無)	提出された意見に対する市の考え方 提出された意見を考慮した結果とその理由	反映 区分
4	1	(原文・ <u>整理要約</u> 有・ <u>無</u>) 敷地北西側の歩道について、通行する歩行者や自転車通学もあることから拡幅すべきでないか。	敷地北西側の歩道拡幅につきましては、歩行者等がすれ違い可能な歩道幅員2.5mを確保しており、更なる拡幅は検討しておりません。 しかしながら、敷地南西側・南東側の歩道につきましては、現状の幅員1.25mから北西側と同様の幅員2.5mに拡幅する計画としております。	D
5	1	(原文・ <u>整理要約</u> 有・ <u>無</u>) ウトナイ地区には高層建築物がなく、大津波の場合の避難場所が極端に少ないことから、校舎屋上につながる常設階段(コンクリート式)があると、地域住民も安心できるのでないか。	北海道が作成した津波シミュレーション(北海道太平洋沿岸・平成24年度作成)によると、(仮称)第16中学校建設地は浸水予想区域外となっており、校舎屋上につながる常設階段の設置は検討しておりません。しかし、想定を超える津波があった場合は、2・3階への避難は可能となっております。	D

反映区分	提出された意見の反映状況
A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見との趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

「原文」とは、提出者の氏名、連絡先等を除いた提出された意見そのものであり、整理、要約、削除等をしていないものをいいます。担当課において、原文の備付けや閲覧による対応が必要となります。「整理要約」とは、提出者の氏名、連絡先等を除いた提出された意見を整理、要約、削除等をしたものをいいます。

なお、「原文」・「整理要約」のいずれの場合であっても、第三者の利益を害するおそれがあるとき(個人のプライバシーに係る事項、企業秘密等)や、その他正当な理由があるとき(提出意見を公にすることにより公益上の支障があるとき等)は、その部分について除くことができます。